

令和8年度 南区ふれあい助成金(報告時からの)変更点

横浜市の統一ルールの見直しに伴い、令和8年度ふれあい助成金について、取扱いの一部が変更となります。令和8年度に申請し、令和9年度に報告をする団体に関わる要件となります。

主な変更点は以下のとおりです。

【変更内容】:回数および人数のカウント方法について

⇒回数および人数に小数点以下が生じた場合は、

小数点第1位を「切り捨て」て算定するものとします。

(例) 平均 3.5名 → 3名

平均 3.9名 → 3名

※小数点以下は、1名分として算定しません。

Excel 計算式も切り捨てになっています

合計回数	合計人数
11	141
1ヶ月あたりの回数	1回あたりの人数
1	12

合計人数 ÷ 合計回数 = 1回あたりの人数

$$141 \div 11 = 12.818 \dots$$

→12人

なお、本変更は横浜市の統一ルールに基づくものであり、すべての申請団体に共通して適用されます。申請にあたっては、内容をご確認のうえ、ご対応くださいますようお願いいたします。